院内感染対策指針

掲示用

１．院内感染に関する基本的な考え方

当院は、政令指定都市千葉の中心に位置し、レベルの高い診療を求められる都市型中規模病院である。患者・職員への感染症の伝播リスクを最少化するとの視点に立ち、感染対策に関する基本的姿勢を従事者に周知徹底し、安全性を確保するための感染管理体制の構築を図り、積極的な取り組みを行う。

２．院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

感染対策は、病院長のもと院内感染対策委員会と感染防止対策部門室を中心に行うものとする。尚、感染防止対策部門室をもってインフェクションコントロールチーム(以下ICT)を組織し、院内感染対策の実務を行う。

(院内感染対策委員会の設置)

院内感染対策委員会は、病院全体の感染対策に関する問題の把握、改善策を講じるなどの意志決定及び院内周知を行う感染管理における最高決定機関であり、院長をはじめとする各部の責任者等で構成する。また、感染対策部門室(ICT)からの報告事項を承認、助言を行う。
※院内感染対策委員会の業務運営などは「院内感染対策委員会要綱」に定める。

(感染防止対策部門室の設置)

院内感染防止対策に関する実働組織として、院長から任命された医師(院内感染管理者)・看護師・薬剤師・臨床検査技師・事務員でICTを構成する。専門性を生かし、院内の巡回、院内感染発生状況・抗菌薬の適正使用、職員の感染防止対策実施状況等の把握、感染対策の介入を行うとともに、感染対策に係る改善案・調査結果等を院内感染対策委員会及び各部署に報告する。また、必要に応じて院長へ直接報告・提言を行う。
※ICTの業務・運営などは「感染防止対策部門室要綱」に定める。

(院内感染管理者の配置)

感染防止対策部門室に院内感染管理者を配置する。院内感染管理者は病院全体の感染防止対策の推進役として、ICTの中心的役割を担い、院内感染防止対策の為の組織横断的活動を行う。

(看護部感染リンクナースの設置)

ICTの指導のもと病棟・外来・手術室・健康管理センターにリンクナースを配置し、病棟等での情報収集・上部組織との情報交換・病棟等での感染管理に関わる教育・啓蒙・改善活動を行う。

３．従事者研修の基本方針

院内感染対策の基本的考え方と具体的方策について従事者に周知徹底を図ることを目的に、院内感染対策委員会と感染防止対策部門室が連携し、研修会を年２回以上開催する。これら研修会の開催結果や参加実績を記録し保管する。

４．感染症発生状況報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別の感染を受けて発病する場合を示す。なお、従事者が院内感染した場合も含まれる。細菌検査結果「院内感染サーベランス報告」及び抗菌薬使用状況を把握する。

5． 院内感染発生時の基本方針

従事者は、院内感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかにICT及び院内感染対策委員会に報告する。ICT及び院内感染対策委員会は詳細の把握に努め、対策立案とその実施に介入する。重大な感染事例発生の場合には、臨時院内感染対策委員会を招集し、速やかに原因を究明し改善策を立案し、これを実施するために従事者への周知徹底を図る。

6． 患者及び家族への説明・対応に関する基本方針

患者本人及び家族に対して、疾病の説明とともに感染対策について説明し、理解を得たうえで、感染防止に協力を求める。

7． 当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、ホームページ等に掲載する。

8． その他院内感染対策推進に必要な基本方針

従事者は「井上記念病院院内感染対応マニュアル」に基づき感染対策に努める。
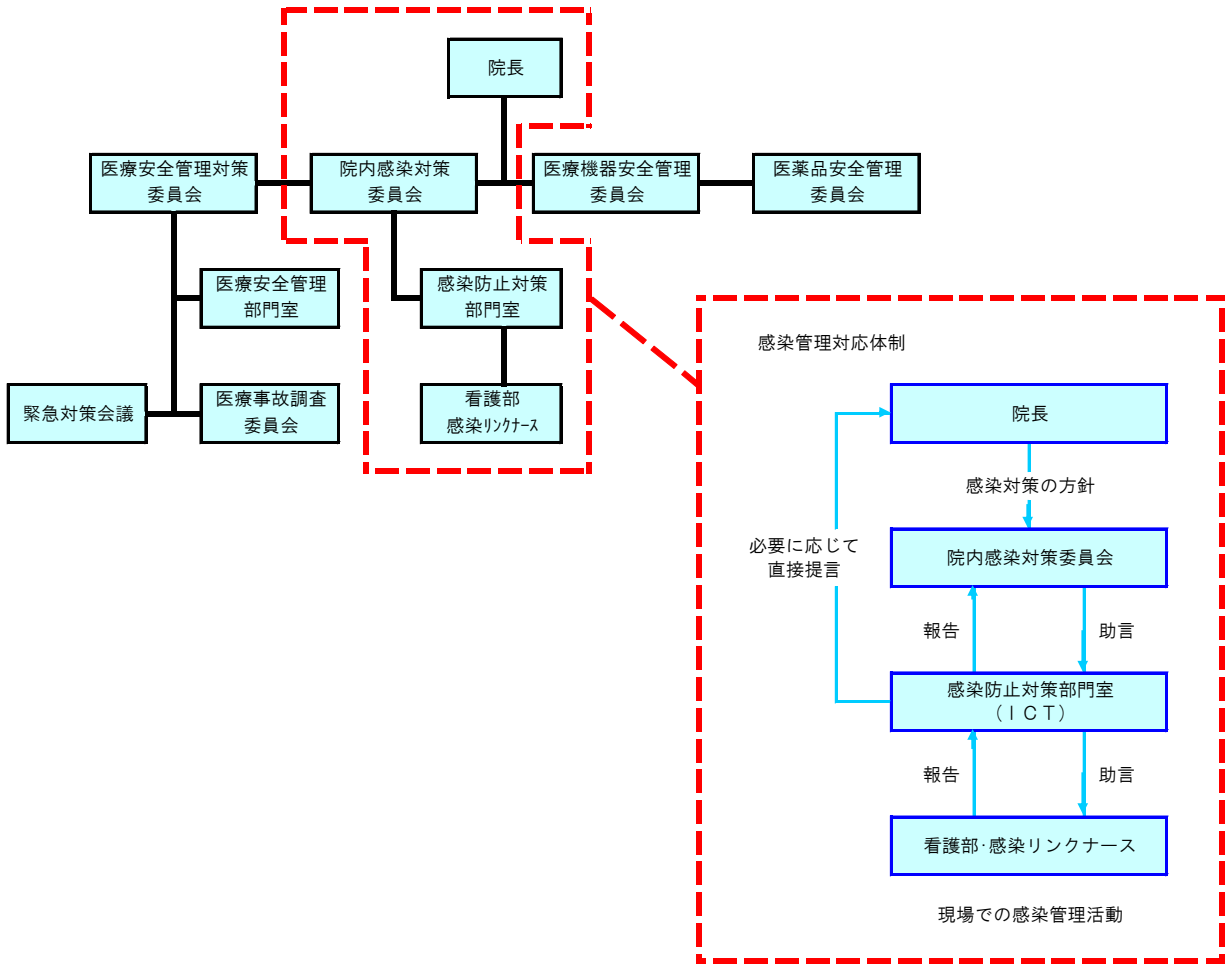
当院の医療安全管理体制と感染管理の対応